

第3回あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会 議事録

日時： 令和5年11月24日（金）

午後2時から

場所： あま市役所2階 A2、A3会議室

1 あいさつ

2 協議事項

- (1) 第3次あま市障がい者計画・第7期あま市障がい福祉計画・第3期あま市障がい児福祉計画（素案）について（資料1）
- (2) 「あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画（素案）」パブリックコメントの実施について（資料2）
- (3) その他

1 あいさつ

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今からあま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会を開催させていただきます。今回の策定委員会は「あま市審議会等の会議の公開に関する要綱」第3条に基づき公開で開催致します。傍聴人の方につきましては、受付でお渡ししました「傍聴に当たっての遵守事項」をお守りいただき傍聴いただくことになっております。現在のところ、まだ本日はお見えになっておりません。

それでは開催にあたりまして、吉田委員長からご挨拶をお願いします。

委員長： 本日はお忙しい中、第3回あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会にご出席いただきましてありがとうございます。今回の委員会では、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の素案について、計画素案に関するパブリックコメントの実施について、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。それでは、議事が円滑に進むようお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。

事務局： ありがとうございます。最初に本日の資料の確認をお願いしたいと思います。

（資料の確認）

資料の配布漏れはありませんでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。この後、委員長に議事の取り回しをお願いしたいと思います。委員長よろしくお願いたします。

2 (1) 第3次あま市障がい者計画・第7期あま市障がい福祉計画・第3期あま市障がい児福祉計画(素案)について

委員長： それでは、さっそく議題に入らせていただきます。協議事項の「(1) 第3次あま市障がい者計画並びに第7期あま市障がい福祉計画及び第3期あま市障がい児福祉計画(素案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： ≪事務局より説明(資料1 第1章・第2章・第3章)≫

委員長： 第3章計画の進捗状況までの説明をしていただきました。障がい福祉課だけではなくて市の色々な担当部署と協力しながら、ここまでの計画を遂行されてきたことが伝わってきましたが、ここまでの内容に関しましてご意見、ご質問のある方は挙手をお願い致します。よろしいでしょうか。それではこれを踏まえた上での今後の計画について、引き続き説明をお願い致します。

事務局： ≪事務局より説明(資料1 第4章)≫

委員長： それでは渡辺委員、ご質問お願いいたします。

渡辺委員： 68ページの「投票に関する支援・選挙における投票は社会参加の重要な一環であり」とあり、行政から見たコメントになっているが、「社会参加」では重みがない表現ではないか。「選挙」が参政権の元で行われていることを、しっかりと国民に知らせなければならない訳だが、「社会参加」という表現ではぬるいのではないか。そもそも選挙権はみんなに平等に与えられたものなので、言い回しを変えた方がよいのではないか。行政がやることも大事だが当事者自身の意識改革もないとだめだと思う。報道で(障がいのある人の投票率が)約40%とされている。投票は一人一人に与えられた権利を行使できるものであるから、この表現を変えた方がいいのではないかと思うが、委員長どうですか。

委員長： この表現ではぬるいという意見ですが、確かに行政側の文章にはなってしまうが、文章を工夫していただくといいのかなと思います。何か事務局の方から意見、説明等ありますか。

事務局： ご指摘いただいた「社会参加」という表現について、投票は権利であるため、言い回しの方を考えさせていただきます。投票所におけるバリアフリーの徹底というところも、他市の状況も踏まえて表現の仕方を考えていきたいと思えます。また、すでにこの内容については選挙管理委員会の方へ話をさせていただいております。9月に稲沢市で市議会議員選挙がありましたが、投票所に行く際に、あらかじめ「自分はこういう状況です」書き込みをし、それを伝えるための投票支援カードや、投票所でのコミュニケーションボードの活用について、稲沢市ではすでに取り入れております。それを踏まえ、こういった制度について選挙管理委員会の方と相談し、話を進めておりますので渡辺委員がおっしゃられたように、文章の言い回しを考えさせていただきますしたいと思います。

委員長： よろしくお願ひします。他にいかかでしょうか。第4章の内容についてご意見ございませうでしょうか。

静谷委員： 68ページの投票に関する支援ということ箇所ですが、私も選挙がある度に障がいのある娘をつれて投票に行きます。娘は身体と知的が合併した障がいがあります。ここにはバリアフリーの徹底と投票支援と書いてあるが、不自由な方も投票に行く、行かなければならないので、そこは徹底した配慮をお願ひしたいと思ひます。

委員長： ありがとうございます。主要施策の実現をお願ひいたします。他にご意見いかがでしょうか。ないようですので、数値目標の説明をお願ひ致します。

事務局： 《事務局より説明（資料1（第5章・第6章・第7章・第8章））》

委員長： ありがとうございます。今までの内容に関してご意見ご質問ありますでしょうか。

委員長： 74ページの精神障がい者の地域移行ですが国の基本方針から算出すると、2.4人という数値になるということですが、あま市内に精神科の医療機関がいくつあって、そこに何人入院されていて、その中で何人が地域移行を希望されているというような、これからの数字というよりも、実際の数字がどれぐらいなのか、それを目標としてもいいのかと思うが、そういった数字と計画値のすり合わせというのはできるのか。

事務局： 入所や入院されている方の地域移行の希望調査については、以前、県で移行希望の調査をして、希望がある方については市町村に対して聞き取り調査を行うよう依頼がありました。それに基づいて調査をし、地域移行の支援をしたことはあります。今後、県が調査をした結果が出てくると思われるため、それに基づいて市町村が対応していくと考えております。

委員長： 単純にこの2.4人という数字は少ないのではないかと思つたが。

事務局： この数値は国から設定された計算式に基づき、算定しております。

委員長： 他にご意見いかがでしょうか。

静谷委員： 27ページの地域生活移行支援のところ、スムーズな地域生活移行への支援を行ったと記載されているが、具体的に支援を受けた人がどのぐらいいるのかさぞく知りたかつた。39ページで、精神の方の地域移行支援とか地域定着支援とかがあつるけれど、令和5年度は共同生活援助（グループホーム）は増えているけれど、地域移行支援は0とか地域定着支援は0とか、結局、グループホームとしての地域移行のだけが進んでいるということでしょうか。

事務局： 共同生活援助の利用者は年々増加しておりまして、それに対して地域移行支援とか地域定着支援というサービスの利用者はそれほど増加してないのが現状です。「地域移行支援」とか「地域定着支援」は固有のサービス名であって、それを提供できる事業所はあま市内には存在しません。ただし、サービスを利用しなくても、例えば精神科の病院から地域に戻りたいという相談があった場合に、相談支援事業所等と連携をして対応していくといった、実態として地域移行という支援は行っております。この場合は、サービス提供にはなりませんので、ここの数字には表れてこないものになります。

委員長： 地域移行や地域定着支援事業は名古屋市だと障害者基幹相談支援センターが中心となり、例えばピアサポーターとともに精神科の病院に行って長期入院している方に対し、退院後の話をしているが、そもそもあま市はこれから基幹相談支援センターを作ろうという目標ですよ。

事務局： 基幹相談支援センターにつきましては、今後、設置に向けた協議を進めてまいります。基幹相談支援センターで地域移行のサービスが提供できるようになれば、地域移行に関する数値も変わっていくと考えています。

委員長： 共同生活援助について、82 ページでグループホームを増やしていく見込量ですよ。今、ニュースで株式会社が運営するグループホームが問題になっていて、沢山作ればいいというわけではなく、そこの「質」を担保していくようにしなければならない。計画の中には入らないかもしれないが、見張っていく役割はどこになるのですか。

事務局： あま市、大治町が共同で、「あま市・大治町障がい者支援協議会」を運営しており、その中の専門部会の一つで「生活支援部会」という部会があります。そこでグループホーム交流会というものを今年度から立ち上げました。その交流会の中でグループホームの事業者と行政も含めて横の連携をとり、事業所間での情報交換等の連携を図って事業の透明性や適正な運営につながるような取り組みを行っていきたいと考えております。

委員長： 数値目標としては大事だと思いますが、中身も必要だと思います。同様の件として、90 ページ、児童に関して、放課後等デイサービスもずいぶん増えてきていると思うし、これからも増やしていくという数値目標だと思うのですが、この下に「放課後等デイサービスの安定した事業の継続を図ります」と書かれているが、ちょうど今朝のニュースで、『放課後等デイで子どもたちが勝手にどっかに行って行方不明になってしまう。そうならないためには基準以上の職員を配置しないとイケない。ただ、基準以上の職員を配置すると運営が成り立たない。たまたまそこは同法人で介護関係の事業をやっているんで、その収益でなんとか運営している』という内容でした。安定した事業の継続を今の単価、報酬でやっていくのは難しいというのが伝わってきた。数値としてはこれから放課後等デイサービスを増やしていくとして、どのように市や国、県として支援していくのかも気になる点です。沢山作ればそれでいいのだろうか。ニーズがあるから作ると思いますが、そこを利用する子どもや保護者が不安にならないような運営ができるように対応して頂きたいと思います。

委員長： そのほかご意見いかがでしょうか。

静谷委員： 株式会社が運営する事業所が多くなってきているが、この前新聞で、今問題になっている事業所で、身近な津島にあるグループホームが閉鎖になったという記事があった。20名くらいの方が利用されていたと思うが、その後どうされたのか。親としては信頼して預けていた。ところが全国的な問題になってしまった。行政が取り締まることはすごく難しいとは思いますが、オブザーバーとか、ブレーキ役とかの機能があればこのようなことにはならなかったのではないかと思う。グループホームを運営する一般企業が増えてくるのは、今のご時世、やむを得ないことだとは思いますが、その中で枠組みのようなものがあれば、親としては安心して任せられるのではないか。また、儲からなければ潰せばいいという考えで運営されるのではなく、障がい者としては、なんとか運営できるような運営体制の枠組みがあればいいと思います。

委員長： 他にご意見いかがでしょうか。

吉川委員： 今の話に基づいて、28 ページに書いてあります「⑤サービス事業所の質の向上」というところで、障害福祉サービスの支給決定基準について平成 30 年（作成）と書いてあるけれど、福祉制度は毎年変わってきていて、特に来年は大きな変革、制度内容が大きく変わると言われている。なので、見直しの時期というか、市町村がどれぐらいの頻度でこれから基準を変えていくかも重要なことになってきていて、先程の内容についても影響があると思いますが、どうでしょうか。

委員長： 28 ページにあります障害福祉サービスの支給決定基準というのは更新されていくものでしょうか。

事務局： 随時更新していく予定をしております。本市としては来年度報酬改定に合わせて改定ができればと考えています。ただ、そもそも支給決定基準自体を定めていない市町村もあり、各市町村の状況に応じての対応となっています。

委員長： 他にご意見いかがでしょうか。それでは次の議題に進めさせていただきます。

2 (2)「あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画（素案）」パブリックコメントの実施について（資料 2）

委員長： 「あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画（素案）」パブリックコメントの実施についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： ≪事務局より説明（資料 2）≫

委員長： 只今説明がありましたが何かご質問ご意見ございますでしょうか。（パブリックコメントについて掲載する）1月の広報はいつ配布されますか。

事務局： 12月25日頃になります。

委員長： 意見の提出方法にある電話番号の記載はなぜ必要か。個人情報である電話番号を記入する必要はありますか。

事務局： これまで同様の形式で行っておりますが、意見内容で疑義がある場合に確認をさせていただくための記載になります。過去にパブリックコメントを行った際も、電話番号を記入して頂いております。

委員長： 他にご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

3 その他

委員長： それでは協議事項3その他について、委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。事務局からは何かありますか。

事務局： 次回、第4回の策定委員会は令和6年2月9日金曜日を予定しております。よろしくお願いいたします。

委員長： それではこれで本日の委員会は閉会となります。事務局から他に連絡事項はありますか。

事務局： 《事務連絡》 それでは、これもちまして第3回あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。